平成２２年（フ）第８１号
高知市梅ノ辻６番３号　コーポまちだ101
債務者　熊谷香壽惠
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４号
高知市六泉寺町22番地　市営住宅93号
債務者　竹村　健二
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８号
高知市福井町1599番地１　ハイツ蛍の里102
債務者　武内　純二
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２号
高知市瀬戸南町２丁目１番25号　第２池田マンション306
債務者　筒井　昌也
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９７号
高知市福井扇町９番23号
債務者　髙橋　省藏
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９号
大分県別府市大字鉄輪345番地、住民票上の住所大分県別府市北浜３丁目10番19号
債務者　児島　　茜
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７号
大分市大字野津原2281番地市営小屋鶴住宅Ｔ２
債務者　田端　敏和
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５号
大分県杵築市山香町大字野原4662番地573
債務者　岩﨑　雅公
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
宮崎県児湯郡都農町大字川北5462番地
債務者　小林　徳榮
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３号
宮崎県延岡市行縢町810番地６
債務者　荒木　順一
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５２号
宮崎県延岡市惣領町29番13―102号
債務者　山﨑千代美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２２号
鹿児島県肝属郡錦江町神川750番地６、旧住所栃木県那須塩原市関谷1510番地　藤田牧場
債務者　繁昌　豊誠
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第７２５号
奈良県大和郡山市額田部北町526番地10
債務者　若林　利子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８２３号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目26番14―501号
債務者　小倉　　都
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
奈良県大和郡山市小泉町1086番地108
債務者　菅家　英美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
奈良県大和郡山市小泉町3393番地28
債務者　米澤　知美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北５丁目11番11号
債務者　阪本　榮子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９２号
奈良県生駒市辻町390番地１
債務者　戸塚　晴男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所